

当該講演は講師の私見であり、デロイトトーマツグループの公式見解ではありません。

IRで何がかかわる？-大阪府・調査結果について-

「統合型リゾート(IR)」について知ろう、考えよう！セミナー

仁木 一彦

デロイトトーマツグループ

IR(統合型リゾート)ビジネスグループ リーダー

2017年1月26日

目次

はじめに	P.3
(1)集客見込数および立地効果	P.5
(2)夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性	P.10
(3)課題と対策	P.13

はじめに

はじめに

大阪府の調査の目的

- 統合型リゾート(以下、「IR」という。)は、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待できるとして、政府が発表した「日本再興戦略」(2016年6月)の一つに位置付けられています
 - その一方で、IR立地によるギャンブル依存症の増加や治安・犯罪面の影響等も懸念されています
 - このことから大阪府では、大阪市・夢洲地区にIRを立地した場合の経済効果や懸念される課題と対策等について、具体的な情報やデータを整理・分析することを目的として本調査を実施されました

大阪府の「統合型リゾート(IR)立地による影響調査報告書」については下記をご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/entertainment/index.html>

- **本日は、大阪府の実施した調査につきまして、IRの専門家という立場から、調査内容の解説や諸外国の事例のご紹介をいたします**

(1)集客見込数および立地効果

大阪府では、夢洲まちづくり構想(案)～中間とりまとめ～※1を参考に、既存施設が夢洲地区に立地すると想定した2パターンの調査をされました

調査の前提条件

夢洲まちづくり構想(案) ～中間とりまとめ～		本調査の前提条件			
ゾーニング	面積	【パターン①】 2024年の開業を想定する 施設規模		【パターン②】 パターン①の開業済施設に加え、 2030年の新たな開業を想定する 施設規模	
		施設名	面積	施設名	面積
観光	約30ha (早期利用 可能エリア)	Marina Bay Sands (シンガポール)	約16ha	Marina Bay Sands (シンガポール)(開業済施設)	約16ha
	約50ha			MGM Grand (米・ネバダ州)(新規開業)	約50ha
リザーブ①	約50ha	—	—	Wynn・Encore (米・ネバダ州)(新規開業)	約87ha
リザーブ②	約60ha	—	—	—	—
合計	約190ha	—	約16ha	—	約153ha

※1夢洲まちづくり構想(案)～中間とりまとめ～(2015年2月)大阪市ホームページ「<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000286607.html>」

夢洲地区にIRを立地した場合の経済効果試算を目的として、大阪府では夢洲地区への集客見込数を推定されました

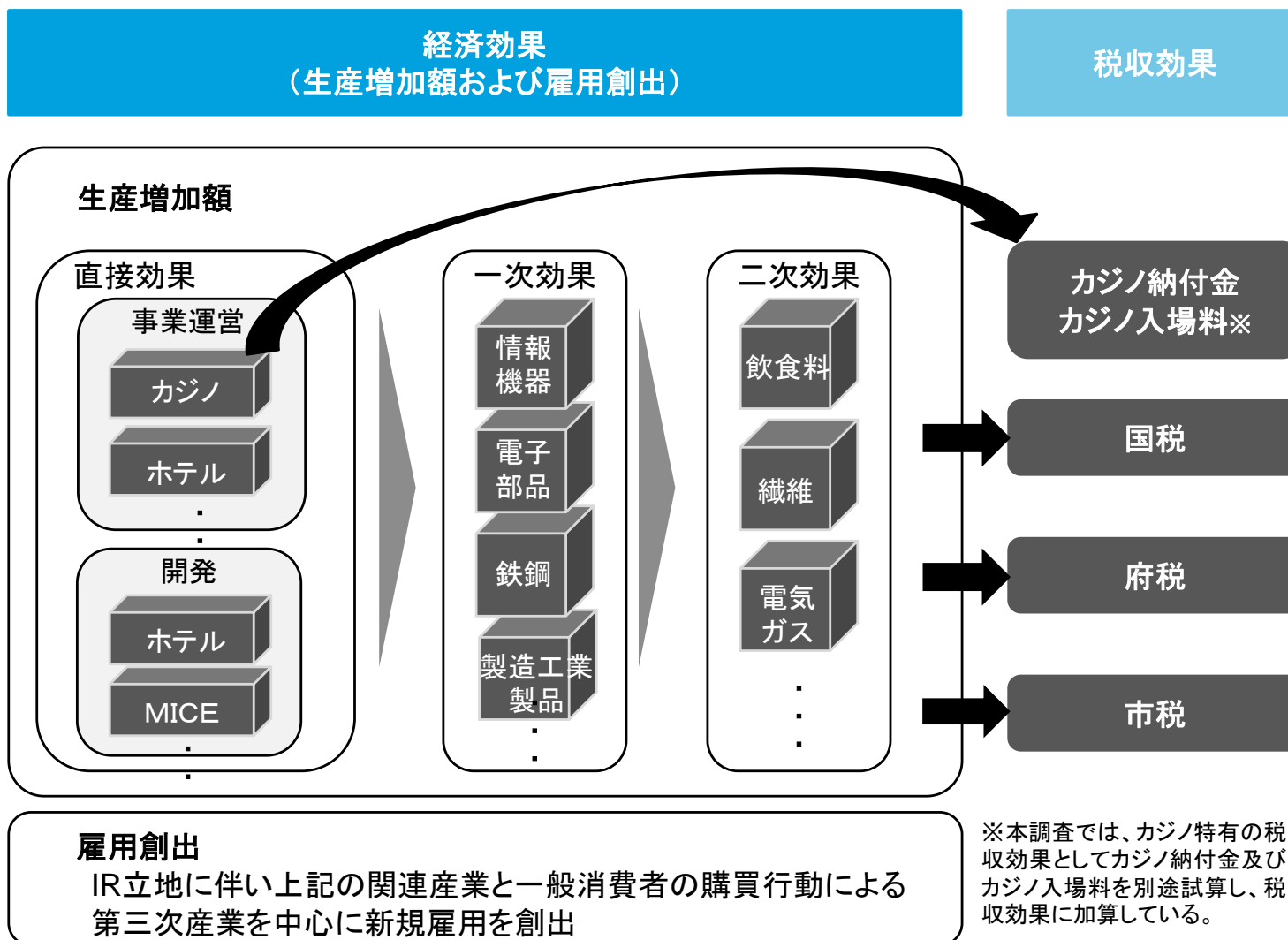
集客見込数の推定結果

- 本調査におかれましては、政府の『観光先進国』への新たな国づくりに向けた「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年3月)や、大阪府・大阪市の「大阪都市魅力創造戦略2020」(2016年11月)などを前提として、夢洲地区への集客見込数を推定されています
- 集客見込数を推定した結果、2024年の集客見込数は1,300万人程度、2030年の集客見込数は2,200万人程度と推定されました

	2024年	2030年
集客見込数	約1,300万人	約2,200万人
内、訪日外国人旅行者数	約400万人	約700万人
内、内国人旅行者数	約900万人	約1,500万人

各種前提条件をベースに、夢洲地区へのIR立地が起点となり創出される新たな生産増加額や雇用創出を”経済効果”と捉えて試算されました

立地効果(経済効果および税収効果)のイメージ図



既存のIR施設が夢洲地区に立地するなど、いくつかの前提条件の下、大阪府では経済効果と税収効果を以下のように試算されました

立地効果(経済効果および税収効果)の試算結果

	パターン①			パターン②		
	経済効果		税収効果	経済効果		税収効果
	生産増加	雇用創出		生産増加	雇用創出	
開発 (開業前までの累計)	5,600億円	4.1万人	600億円	13,300億円	9.7万人	1,300億円
事業運営 (開業後 毎年)	3,000億円	3.2万人	600億円	6,300億円	7.0万人	1,200億円

(3) 夢洲地区の候補地・候補圏域としての優位性

本調査では夢洲IR立地上の優位性として、以下を挙げられました

夢洲のIR立地上の優位性

項目	内容
開発拡張可能性	夢洲には広大な土地があり、将来的な拡張可能性を有しています
近隣の市場性	大阪近郊に住む成年人口は約1,800万人であり、市場性に富んでいます
周辺観光資源	京都や奈良をはじめ、近隣府県に多くの観光都市が集中しています
交通アクセス	国際空港から1時間以内で、さらには梅田・天王寺等の都市部から30分で到達できる好立地にあります
雇用供給可能性	大阪近郊に住む生産労働人口は約1,400万人であり、豊富な雇用供給力を有しています

ここまでの調査結果について、大阪府ではIR推進の目的および基本理念の4要素別に整理されました

2030年を想定した場合の効果

観光振興

集客見込数は約2,200万人であり、観光振興に寄与することが見込まれる。

地域振興

IR開業に伴う経済効果は約19,600億円になる見込みであり、地域経済の振興に寄与することが想定される。

財政改善

IR開業に伴う税収効果はカジノ 特有の納付金等含め、約2,500億円になる見込みであり、財政改善に資することが想定される。

国際競争力

外国人観光客の集客見込数は 約700万人であり、国際競争力の高い区域になることが見込まれる。

■ 想定される国の区域指定基準への合致性

- 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下、IR 推進法案)及び「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR実施法案～に関する基本的な考え方」(以下、基本的考え方)を踏まえると、国が認定するIR区域は、地方公共団体が申請する区域構想のうち、優れた区域構想と認められる区域のみが認定を受けると想定されます

(4) 課題と対策

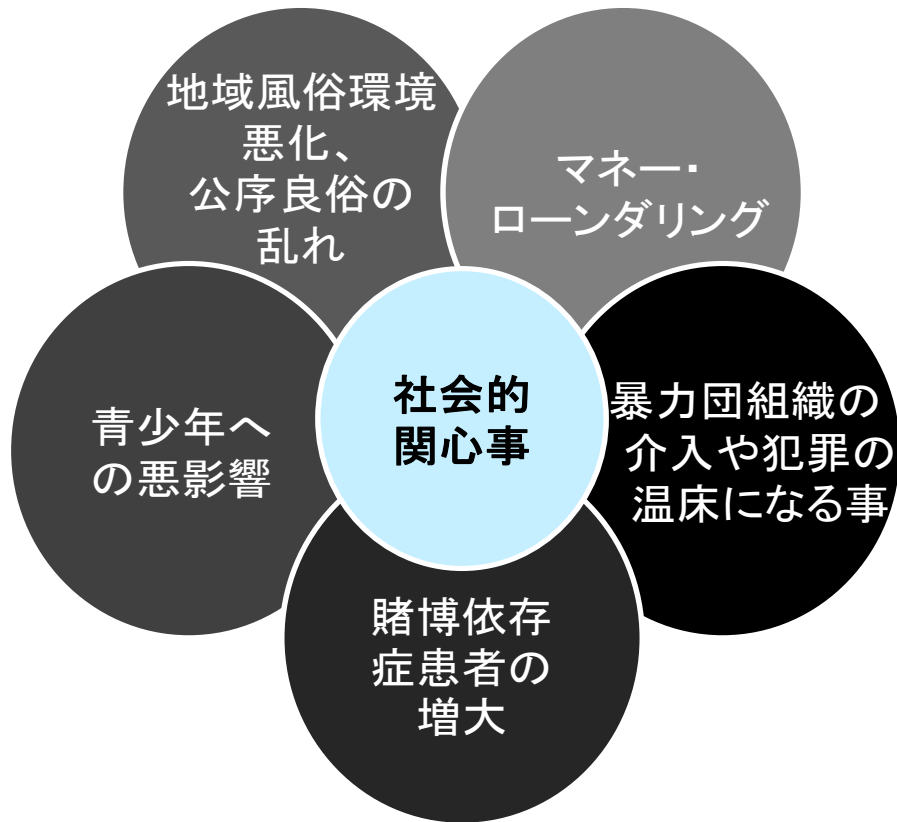
カジノ施設導入にあたっては、大阪府でも様々な課題・懸念事項が想定されています

はじめに

- IR導入により我が国にとって魅力的な効果が見込まれる一方、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設導入にあたっては、様々な課題・懸念事項が想定されています
 - そのため、IR 議連が想定する5つの懸念事項・課題について、諸外国（シンガポール、ネバダ州、韓国）の対策事例や、日本でIRが実現した場合に考えられる対策等の調査・分析を実施しました

IR議連は5つの懸念事項・課題を「社会的関心事」として挙げており、これら社会的関心事に対する必要な措置(対策)を検討しています

懸念事項・課題(社会的関心事)



- 推進法案可決後に施行が想定されるIR整備法案に関する基本的な考え方について、IR議連は特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR実施法案～に関する基本的な考え方(以下「基本的な考え方」という。)をIR議連総会にて発表しています
- この基本的な考え方において、IR議連は左記の5つの懸念事項・課題を「社会的関心事」として挙げており、これら社会的関心事に対する必要な措置(対策)について整理しています
- 懸念事項・課題対策については、各国・地域とも主としてカジノ関連法令に基づき講じられており、各国・地域のカジノ関連法令を中心に、対策事例の調査を実施しました

現状、カジノ導入に係る懸念事項に対して、日本国内で十分な対策は確認できていません

懸念事項・課題対策の現状

- 我が国としては刑法においてギャンブル行為に規制を設けているが、個別の法律により規定されている競馬・競輪等の公営競技については、特例で認められている
 - 公営競技は地方公共団体等により運営が限定されており、カジノ導入による懸念事項に係る対策については確認できなかった

- 反社会的組織の排除
 - (国・大阪・民間)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 等
- 地域風俗環境の悪化対策
 - 場内の秩序の維持、競争の公正・安全の確保 等
- ギャンブル依存症
 - (国)厚生労働省によるギャンブル依存症に関する研究等
 - (府)大阪府立精神医療センターを「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症の治療・回復支援事業を実施(国のモデル事業：2014年～2016年度)等

世界各国地域でのカジノ事業は法令により規制されており、 厳格な規制の下で管理・監視されています

諸外国の懸念事項・課題対策(1/3)

懸念事項・課題	必要な措置義務(対策)	諸外国における対策概要	対策の効果・実態
<p>(1) 反社会的組織の関与対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求 ② 施行に係わる規則等も厳格にその履行と遵守監視 ③ 入場者全員に対する本人確認の実施 ④ 暴力団組織等に関する者の入場禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 清廉潔癖性・遵法性(ライセンス審査) • 規制当局等による監視 • 入場制限(本人確認・入場禁止) 等 	<p>各国・地域ともに、事業者の誠実性・高潔性に関する厳格な審査を経てライセンスが付与されることから、事業者が反社会的組織であるリスクが相当程度低減されているものと考えられる。</p>
<p>(2) マネー・ローンダリング対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 賭け金が一定額以上の個人に対する本人確認の実施 ② 疑わしい行動等の規制当局に対する報告 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 本人確認・記録 • 疑わしい取引の届出 • 現金取引の報告 • 内部統制及びその他 等 	<p>各国・地域のマネー・ローンダリング対策は、FATFの勧告に基づき、関連法規制や指針が定められており、カジノ事業者は、類似金融機関として他の金融機関と同様、マネー・ローンダリング対策規制への準拠が求められる。</p>

世界各国地域でのカジノ事業は法令により規制されており、 厳格な規制の下で管理・監視されています

諸外国の懸念事項・課題対策(2/3)

懸念事項・課題	必要な措置義務(対策)	諸外国における対策概要	対策の効果・実態
<p>(3) 地域風俗環境の悪化対策</p>	<p>① 施設内外の監視・警備警察との連携、協力 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視 ・ 警察との連携・協力 等 	<p>地域風俗環境悪化を図る指標の一つとして、地域の犯罪・逮捕件数に着目した。2010年にIR(カジノ)を2施設開業したシンガポールについて、IR開業前後の犯罪件数を比較すると、人口1千人あたりの犯罪件数はいずれも約6件程度であり、大きな変化は生じていない。</p>
<p>(4) 青少年への悪影響対策</p>	<p>① 入場者全員の本人確認 ② 青少年による入場禁止 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場制限(本人確認・入場禁止) ・ 依存症問題対応の機関創設 ・ カジノ広告規制 等 	<p>カジノ導入が青少年の健全育成に悪影響を与えたことを示す事例・定量データについては、各国・地域では確認できなかった。</p>

世界各国地域でのカジノ事業は法令により規制されており、 厳格な規制の下で管理・監視されています

諸外国の懸念事項・課題対策(3/3)

懸念事項・課題	必要な措置義務(対策)	諸外国における対策概要	対策の効果・実態																																							
<p>(5) ギャンブル依存症対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握 ② 依存症問題対応のための専門機関の創設 ③ 中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定 ④ 調査研究の推奨 ⑤ 治療やカウンセリング体制構築支援 ⑥ 内国人への入場制限(入場料、排除プログラム、成人等)の設定 ⑦ ギャンブル依存症対策等社会的セフティーネット構築のため、カジノ収益の一部を納付 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 調査研究・研究の推奨 • 入場制限(入場料・排除プログラム・成人等) • 治療・カウンセリング体制構築支援 • 金銭入手手段の制限 • カジノ広告規制 等 	<p>シンガポール、ネバダ州、韓国のいずれの国においても、国・カジノ事業者によってギャンブル依存症対策が実施されており、有病率が減少している ことがうかがえる。なお、シンガポールの2014年の有病率は0.4-1.0%の間であり、IR開業前の2008年の2.1-3.5%の間から減少している。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査基準</th> <th>サンプル数</th> <th colspan="4">有病率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール</td> <td>• DSM-IV(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, fourth edition)</td> <td>2005年:2,004人 2008年:2,300人 2011年:3,315人 2014年:3,000人</td> <td></td> <td>2005</td> <td>2008</td> <td>2011</td> <td>2014</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>病的ギャンブル</td> <td>1.5-2.8%</td> <td>0.7-1.6%</td> <td>1.0-1.7%</td> <td>0.03-0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>問題ギャンブル</td> <td>1.4-2.6%</td> <td>1.1-2.2%</td> <td>0.9-1.6%</td> <td>0.3-0.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>3.3-5.0%</td> <td>2.1-3.5%</td> <td>2.0-3.1%</td> <td>0.4-1.0%</td> </tr> </tbody> </table>					調査基準	サンプル数	有病率				シンガポール	• DSM-IV(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, fourth edition)	2005年:2,004人 2008年:2,300人 2011年:3,315人 2014年:3,000人		2005	2008	2011	2014				病的ギャンブル	1.5-2.8%	0.7-1.6%	1.0-1.7%	0.03-0.4%				問題ギャンブル	1.4-2.6%	1.1-2.2%	0.9-1.6%	0.3-0.8%				合計	3.3-5.0%	2.1-3.5%	2.0-3.1%	0.4-1.0%
	調査基準	サンプル数	有病率																																							
シンガポール	• DSM-IV(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, fourth edition)	2005年:2,004人 2008年:2,300人 2011年:3,315人 2014年:3,000人		2005	2008	2011	2014																																			
			病的ギャンブル	1.5-2.8%	0.7-1.6%	1.0-1.7%	0.03-0.4%																																			
			問題ギャンブル	1.4-2.6%	1.1-2.2%	0.9-1.6%	0.3-0.8%																																			
			合計	3.3-5.0%	2.1-3.5%	2.0-3.1%	0.4-1.0%																																			

大阪府の本調査では、日本における対策・実施可否について、今後とも慎重かつ丁寧な議論が必要とまとめられています

日本国内にて想定される対策事項

懸念事項・課題	想定される日本における対策(例)
(1) 反社会的組織の関与対策	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者として選定されないための措置・ 監視システムの導入 等
(2) マネー・ローンダリング対策	<ul style="list-style-type: none">・ 本人確認・記録・ 疑わしい取引の調査、届出・ 内部統制構築 等
(3) 地域風俗環境の悪化対策	<ul style="list-style-type: none">・ IR施設内外の監視・巡回・ 警察との連携・協力 等
(4) 青少年への悪影響対策	<ul style="list-style-type: none">・ 教育制度の設定・ 入場禁止・ 啓発用パンフレットの配布 等
(5) ギャンブル依存症対策	<ul style="list-style-type: none">・ 入場制限等・ 依存症に対応する専門機関や治療・カウンセリング体制の構築・ ギャンブル依存症の理解・回復に向けた取組・ 公営賭博分野を含めた調査・実態把握、調査研究の推奨 等

ご清聴ありがとうございました